

## 高岡広域エコ・クリーンセンター管理規則

平成 26 年 9 月 30 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高岡地区広域圏事務組合（以下「組合」という。）が構成市から排出される一般廃棄物の処理のために富山県氷見市上田子字笹谷内 50 番地に設置する、高岡広域エコ・クリーンセンター（以下「施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「構成市」とは、高岡市、氷見市及び小矢部市の各市をいう。

2 この規則において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）において使用する用語の例による。

(処理対象廃棄物)

第 3 条 施設で処理する廃棄物は、次に掲げるものであって、可燃性のものとする。

- (1) 構成市の区域内の一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物
- (2) 構成市の区域内の事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、一般廃棄物であるもの
- (3) その他理事長が施設で処理することが必要と認める廃棄物

2 前項に規定するものであっても、次に掲げるものは施設で処理を行わないものとし、施設に搬入することができない。

- (1) 特別管理一般廃棄物
- (2) 引火性又は爆発性を有するもの
- (3) 粉状又は液状のもの
- (4) 著しい悪臭を伴うもの
- (5) 有毒性のもの
- (6) 容積又は重量が著しく大きいもの
- (7) 施設の機能を損なう恐れがあるもの
- (8) その他適正な処理ができないと判断されるもの

(廃棄物を搬入できるもの)

第 4 条 施設に廃棄物を搬入することができるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 構成市（構成市が廃棄物の収集運搬を委託した者を含む。）
- (2) 構成市の長から廃棄物処理法第 7 条第 1 項の規定に基づき一般廃棄物の収集又は運搬の許可を受けている者
- (3) 構成市から施設への廃棄物の直接搬入を一時的に認められたもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、構成市の市長又は理事長が必要と認めたもの

(稼働時間)

第 5 条 施設は、通年で一日 24 時間稼働する。ただし、年始及び理事長が特に必要と認めるときは、理事長は臨時に稼働を停止することができる。

(搬入日及び時間)

第6条 施設が廃棄物の搬入を受け入れる日及び時間は、次のとおりとする。ただし、理事長は特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(1) 日 月曜日から土曜日（1月1日から3日までを除く。）

(2) 時間

ア 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後4時30分（破砕処理（第11条第3項の破砕処理をいう。この号において同じ。）を必要とするものについては、午後4時）

イ 土曜日 午前8時30分から午前12時（破砕処理を必要とするものについては、午前11時30分）

（管理運営の基本事項）

第7条 組合は、次に掲げるところにより、施設の管理運営に関する基本事項を処理するものとする。

(1) 各年度の廃棄物の受け入れ計画量に基づいて、各年度における各炉の運転及び整備点検に係る計画を作成すること。

(2) 施設の稼働実績並びに構成市毎の廃棄物の搬入及び焼却残渣の搬出実績、その他必要な事項について実績を取りまとめること。

(3) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）その他関係法令によるもののほか、廃棄物処理法第9条の3第1項の周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類に基づき、周辺環境の保全維持に努めること。

(4) 前各号に掲げる事項について、構成市との連絡調整及び必要な報告を行い、並びに住民への公表を行うこと。

（搬入車両の基準）

第8条 施設に廃棄物を搬入する車両は、理事長が別に定める基準に適合するものでなければならない。

（搬入量の計量）

第9条 廃棄物の搬入量は、搬入前と搬入後の車両総重量の計量差とする。

2 計量は、構成市の区分その他必要な事項を識別するための情報を登録した計量カードを用いた計量機器類で管理する。

3 計量カードは、組合が構成市に交付し、構成市が管理する。

4 構成市は、施設に廃棄物を搬入する者に計量カードを貸与するものとする。

5 計量カードに関し必要な事項は別に定める。

（搬入の制限）

第10条 理事長は、場内の混雑状況により安全の確保のため必要があると認めるときは、搬入受付を一時的に停止して、入場を制限することができる。

2 理事長は、施設で処理することができる廃棄物であっても、一時的に多量な場合に施設の正常な運転に影響があると認められるものについては、別に定める基準により搬入量の制限を行うことができる。

（搬入作業）

第11条 施設に廃棄物を搬入する者（以下この条において「搬入者」という。）は、搬入作業及びごみピットへの投入にあたっては職員の指示に従い、ごみピットへの投入は搬入者が自ら行うものとする。

2 搬入者は、施設敷地内での車両の運行に際し、安全運転を厳守しなければならない。

3 廃棄物のうち理事長が別に定める基準を超えるものについては、破砕機による破砕処理を行ってからごみピットへの投入を行うものとする。

4 搬入者は、破砕機の取扱いにあたっては職員の指示に従わなければならない。

(搬入廃棄物の検査)

第12条 理事長及び構成市の長は、施設に廃棄物が搬入される際に当該廃棄物の内容について検査を行うことができる。

(搬入の拒否等)

第13条 理事長は、施設に廃棄物を搬入し、又は搬入しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設への搬入を拒否し、又は施設からの退場を命ずることができる。

(1) 搬入できないものを搬入し、又は搬入しようとしたとき。

(2) 施設の機能に障害を及ぼし、又は及ぼす恐れのある行為をしたとき。

(3) 施設の管理運営上必要な指示に従わないとき。

(4) 施設への搬入条件に違反したとき。

(焼却残渣)

第14条 施設での焼却処分によって生じる焼却残渣は、構成市がそれぞれ搬入した廃棄物の量に応じた量を構成市の責任において搬出し、処分するものとする。

2 各年度において構成市が搬出すべき焼却残渣の量は、各構成市の搬入実績に応じて算定し、算定した量に応じた搬出が行われるよう組合が構成市と協議して搬出の計画を定めるものとする。

(告示)

第15条 この規則において理事長が別に基準を定めるとしている事項は、告示して定めるものとする。

(協議会の設置)

第16条 施設の運営に関し組合と構成市の間で必要な事項について協議するため、高岡広域エコ・クリーンセンター運営協議会を設置する。

2 協議会に関し必要な事項は別に定める。

(補則)

第17条 この規則に定めるほか、施設の管理に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、第6条第2号の規定にかかわらず、構成市が行う土曜日の計画収集による搬入に限り、同号に定める時間以降においても受け入れるものとする。